

田原市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(名称)

第1条 この会の名称は、田原市福祉有償運送運営協議会とする。(以下「協議会」という。)

(目的)

第2条 協議会は、NPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定するものをいう。)等による道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条に規定する登録を受けて行われる有償のボランティア輸送(以下「福祉有償運送」という。)について、その必要性、問題点等について検討するとともに、利用者の安全と安心のために適正な実施が確保されるように運営の協議をすることを目的とする。

(主宰)

第3条 この協議会は、田原市が主宰する。

(協議事項)

第4条 この協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 福祉有償運送登録及び更新の申請内容について
- (2) 福祉有償運送における問題点について
- (3) 福祉有償運送の適正実施について
- (4) その他主宰者が必要と認めることについて

(構成員)

第5条 協議会の構成員(委員)は次の者とする。

- (1) 田原市長又はその指名する職員
- (2) 田原市を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 田原市に現在する住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者
- (4) 中部運輸局長若しくは愛知運輸支局長又はその指名する職員
- (5) 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 田原市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- (7) 学識経験者その他協議会を主催する地方公共団体が必要と認める者

2 協議会には、会の資質を向上させるため、オブザーバーをおくことができる。

(開催)

第6条 協議会は次の場合に開催する。

- (1) 福祉有償運送登録及び更新の申請が行われるとき。
- (2) 福祉有償運送に関して問題が発生したとき。
- (3) その他福祉有償運送の適正実施に必要があるとき。

(事務局及び窓口)

第7条 この協議会の事務局を健康福祉部に置く。

2 福祉有償運送に関する相談、苦情、その他に対応する連絡・通報窓口を福祉部に置く。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮り定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。